



警察庁丁情管発第152号
警察庁丁支発第30号
法務省矯成第512号
平成27年2月25日

警察庁情報通信局情報管理課長
佐藤正



警察庁刑事局捜査支援分析管理官
森内



法務省矯正局成人矯正課長
松田



凶悪重大犯罪等に係る受刑者の出所情報の共有に用いる端末装置等
に関する協定書

警察庁（以下「甲」という。）及び法務省（以下「乙」という。）は、
端末装置、専用回線その他必要な通信機器（以下「端末装置等」という。）
について、設置、運用その他必要な事項に関し、次のとおり協定を締結す
る。

（目的）

第1条 本協定は、端末装置等の設置、運用その他必要な事項を定めるこ
とにより、端末装置等の円滑な運用及び適正な管理を行うことを目的と
する。

（設置目的及び使用）

第2条 甲は、別紙に掲げる場所（以下「設置場所」という。）において、
「凶悪重大犯罪等に係る受刑者の出所情報の共有について」（平成27年
2月25日付け警察庁丁支発第28号、法務省矯成第511号）に基づき、凶悪
重大犯罪等に係る受刑者の出所情報を甲及び乙の間で共有することを目
的に端末装置等を設置するものとする。

2 甲及び乙は、端末装置等を前項の規定による設置目的以外に使用して

はならない。

(管理及び保守)

第3条 甲は、端末装置等の管理を行うものとする。

2 甲は、端末装置等の変更又は設置場所変更若しくは撤去（以下「移設等」という。）について必要と認めた場合には、乙と事前に協議の上、行うものとする。

3 乙は、端末装置等の変更又は移設等が生じる場合は、事前に甲の承認を得ることとする。

4 端末装置等の保守（端末装置等の機能を維持するために行う全ての作業をいい、変更を含む。以下同じ。）及び移設等は、甲又は甲が別途指定する者（以下「保守員」という。）が行うものとする。

5 保守又は移設等を行うことを目的として、甲、保守員又は甲が別途指定する保守若しくは移設等の立会をする者（以下「立会人」という。）が乙の占有下に立ち入る場合は、事前に乙の承認を得るものとする。

なお、保守員が乙の占有下に立ち入る場合、必ず甲又は立会人が同行して監督するものとする。

6 乙は、端末装置等に不具合を認めた場合には、速やかに甲に連絡し、保守を求めることができるものとする。この場合において、不具合が解消されるまでの間は、乙は、端末装置等の使用を中止することができるものとする。

7 乙は、甲が行う端末装置等の管理及び保守について、必要に応じて甲に協力するものとする。

(費用の負担区分)

第4条 端末装置等に係る費用の負担区分については、次のとおりとする。

一 端末装置等の使用電力に係る費用については、甲占有下においては、甲の負担、乙占有下においては、乙の負担とする。

二 端末装置等の保守及び移設等に係る費用については、甲の負担とする。ただし、乙の故意又は重大な過失に起因する復旧等に係る費用については、乙の負担とする。

三 第一号を除き、専用回線に係る費用については、甲の負担とする。

四 端末装置に使用する外部記録媒体に係る費用については、甲が使用する外部記録媒体は、甲の負担、乙が使用する外部記録媒体は、乙の負担とする。

(安全の確保)

第5条 端末装置における情報の取扱いについては、甲占有下においては、甲の内部規定、乙占有下においては、乙の内部規定に基づき安全に管理するものとする。

2 乙は、端末装置等の使用に当たり、乙の責によらない事由により、個人情報漏えい等、個人情報保護上重大な問題が生じた場合には、端末

装置等の使用を中止することができるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、業務上知り得た内容を他に漏らしてはならない。

2 甲は、端末装置の保守又は移設等の作業において知り得た情報の漏えいを防止する措置など、守秘を定めた特約を保守員を監理する者と締結した上、保守員に作業を執り行わせることとする。

(協定の効力)

第7条 本協定の効力は、締結の日から端末装置等が撤去されるまでの間とする。

(その他)

第8条 本協定に疑義が生じた場合又は本協定を変更しようとする場合は、甲と乙で協議の上、これを定めるものとする。

2 「凶悪重大犯罪等に係る受刑者の出所情報の共有に用いる端末装置等の管理について」(平成18年10月6日付け警察庁丁情管発第518号、丁刑企発第273号、法務省矯成第6088号)は、廃止する。

名 称	住 所
警察庁	東京都千代田区霞が関2丁目1番2号 警察庁刑事局捜査支援分析管理官
法務省	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 法務省矯正局成人矯正課